

旭川医科大学旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学旅費規程の一部を改正する規程

旭川医科大学旅費規程（平成16年旭医大達第176号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)  (旅費の種類) 第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。	(略)  (旅費の種類) 第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。
(略) 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。	(略) 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。
(略)  (旅費の計算) 第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その実際の経路及び方法によって計算する。	(略)  (旅費の計算) 第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その実際の経路及び方法によって計算する。
(略)  (2事業年度にわたる旅費の支給)	(略)  (2事業年度にわたる旅費の支給)

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（略）

（車賃）

第18条 車賃は、原則として路線バス等の運賃によるものとし、自家用車を使用した場合においては、別表第7に規定する額による。

2 自家用車を使用した場合の路程の計算については、陸路旅行の全路程を通算する。

（略）

附 則

この規程は、令和7年10月8日から施行する。

（略）

別表第7（第18条関係） 車賃（自家用車を使用した場合）（新設）

区分（新設）

自家用車で業務使用した走行距離1キロメートル当たり20円により算出した額（新設）

有料道路又は有料駐車場を使用したときは当該有料道路の通行料又は当該有料駐車場料金の実費額（新設）

**【改正理由】**

自家用車の業務使用時における車賃の支給について、所要の改正を行うものである。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（略）

（車賃）

第18条 車賃は、原則として路線バス等の実費額による。

（略）

（略）